

当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへ

～ 住宅ローン等のご融資のお取扱いができるようになりました ～

平成30年8月に法令が改正され、当金庫の営業地区内へお引越しを予定されているお客さまが当金庫の会員となることが可能となりました。

この改正を受けて、当金庫では令和元年6月25日開催の通常総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより当金庫では、7月16日より営業地区内へお引越しを予定されているお客さまへ、住宅ローン等のご融資のお取扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先または本支店にお気軽にお問合わせください。

記

- 今回の改正により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま
原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の地区外から地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地または住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と住宅の建設、リフォーム等の工事請負契約

- 当金庫の営業地区

福 島 県				
会津若松市	本店営業部 七日町支店	駅前支店 材木町支店	南支店 門田支店	亀賀支店
喜多方市	喜多方支店	山都支店	喜多方東支店	
耶麻郡				
西会津町	西会津支店			
猪苗代町	猪苗代支店			
大沼郡				
会津美里町	本郷支店	高田支店		
三島町	宮下支店			
河沼郡				
会津坂下町	坂下支店			
柳津町	柳津支店			
南会津郡				
南会津町	田島支店			

- 本件照会先

会津信用金庫 審査管理部 電話：0242-22-7562